

## 国立研究開発法人物質・材料研究機構の会計監査人候補者の募集について

令和6年4月26日

国立研究開発法人物質・材料研究機構

独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）第39条に定める会計監査人の監査をお願いしたく、会計監査人に就任を希望する監査法人又は公認会計士の方（独立行政法人通則法第41条第3項に該当する者並びに文部科学省独立行政法人評価制度委員会委員、独立行政法人評価制度委員会物質・材料研究機構部会委員及び当該委員の属する監査法人を除く）から、下記のとおり会計監査の提案書を募集します。

### 記

#### 1 会計監査人の任期等

令和6年度から令和9年度までの複数年にわたる会計監査人候補者の選定とします。

ただし、毎年度文部科学大臣の選任を受ける必要があることから、契約は単年度契約となります。

令和7年度以降については、毎年度、候補者より物質・材料研究機構が指定する書類を提出していただきます。その内容に基づき、本機構で評価・検証した上で、適切であると認められた場合に限り、引き続き文部科学大臣の選任を求めることとなります。

なお、今回選定された者が、行政処分を受けた場合や社会情勢の変化、契約の履行状況等により適切な監査業務を遂行することが困難であると認められる場合には、選定の見直し対象となります。

#### 2 提案書

提案にあたっては、別紙1「提案書の記載事項」をご参照のうえ、**令和6年7月12日(金) 17時**までに、提案書を電子データにてご提出頂きますようお願い致します。

以上

#### 【提案書提出先・問い合わせ先】

〒305-0047 茨城県つくば市千現1丁目2番地1

国立研究開発法人物質・材料研究機構

財務部門経理室 長谷川卓郎

電 話：029-859-2109（直通）

E-mail：HASEGAWA.Takuro=nims.go.jp

（[=] を [@] にしてください）

## 提案書の記載事項

国立研究開発法人 物質・材料研究機構

《下記の内容について、ご提案及びご説明をお願いいたします。》

### I 監査計画

（令和6年度から令和9年度までの4ヵ年度の監査を実施することを前提とした各年度の監査計画について記載してください。）

1. 具体的な監査実施方法及び取組み方針等
  - 1) 監査実施体制
  - 2) 監査実施方法（監査の種類等）
  - 3) 取組み方針（着眼点、重要項目）
2. 実際に監査を行う担当者（公認会計士等）の実務経験
3. 監査における指導的機能に対する考え方
4. 監査のサポート体制（システム監査・業務調査等）
5. 監事及び内部監査室との連携に関する考え方

### II 監査見積額

（令和4年度から令和9年度までの年度ごとの見積り及び監査期間をとおした総額を記載してください。）

1. 監査費用とその根拠となる監査日数
  - 1) 執務予定日数（延べ人日数も記載）
  - 2) 費用算定内訳（旅費等の必要経費を含む）
  - 3) 費用の考え方（監査日程等契約内容に大幅な変更が生じたときの処理方法も記載）

### III 監査実績（令和6年度の受嘱契約含む）

1. 独立行政法人（特殊法人含む）の法定監査実績（法人名、対象年度）
2. 国立大学法人の法定監査実績（法人名、対象年度）
3. 公会計等の非監査業務の実績
  - 1) 独立行政法人（特殊法人含む）における業務実績（法人名と提供サービスの内容）

## 2) 国立大学法人における業務実績（法人名と提供サービスの内容）

### IV 監査法人の概要（下記2及び3以外については、令和6年3月末日現在）

1. 名称、代表者、所在地（本部及び担当部署）、出資金（資本金）
2. 直近事業年度の業務収入（貴法人若しくはグループ法人の営業収益）
3. 直近事業年度の経常利益（貴法人若しくはグループ法人の当期利益）
4. 人員（代表社員数、社員数 / 公認会計士数、会計士補数、その他職員数）
5. 公会計監査専任人員数
6. 国内拠点数・海外拠点数及び所属人員数
7. 法人等グループの体制
8. 法人等の公会計に対する組織体制
9. 外国会計事務所との提携状況及び内容
10. 独立行政法人（特殊法人含む）、国立大学法人、地方自治体、企業（東証一部上場企業、左記以外の企業）、及びその他、関与（監査業務）数

上記について、内容が網羅されている場合には法人の案内（印刷物）のご提出で構いません。

### V ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認の取得状況

1. 評価の対象とする認定等を証する書類（当該認定等の根拠法令に基づき厚生労働省が定める各都道府県労働局長が発出した認定通知書等）として、次のものの写しを提出すること。

① 女性活躍推進法第9条に基づく認定（えるぼし認定）及び同法第12条の規定に基づく認定（プラチナえるぼし認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書※労働時間の基準を満たすものに限る。

② 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）第13条に基づく認定（くるみん認定）、第13条の規定に基づく認定のうち新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定（トライくるみん認定）及び同法第15条の2に基づく認定（プラチナくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書

※くるみん認定については、以下の新旧認定がある。

- a) くるみん認定マーク（令和4年4月1日以降の基準）：次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以

下「新施行規則」という。) 第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき認定

b) くるみん認定マーク (平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日) : 次世代法第 13 条の規定に基づき認定のうち、令和 3 年改正省令による改正前の次世代 育成支援対策推進法施行規則第 4 条又は令和 3 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定に 基づき認定 (ただし、下記 c) の認定を除く。)

c) くるみん認定マーク (平成 29 年 3 月 31 日までの基準) : 次世代法第 13 条の規定に基づき認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令 (平成 29 年厚生労働省令第 31 号。以下「平成 29 年改正省令」という。) による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条又は平成 29 年改正 省令附則第 2 条第 3 項の規定に基づき認定

③ 青少年の雇用の促進等に関する法律 (昭和 45 年法律第 98 号。以下「若者雇用促進法」という。) 第 15 条に基づき認定 (ユースエール認定) に関する基準適合事業主認定通知書

④ 女性活躍推進法第 8 条に基づき一般事業主行動計画策定届 (常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る)

2. 女性活躍推進法、次世代法及び若者雇用促進法に基づき認定並びに女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画策定の対象とならない外国法人 (以下「対象外国法人」という。) については、評価の対象とする次に掲げる認定等相当確認を証する書類 (内閣府男女共同参画局長が発出したワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書) の写しを提出すること。

① 女性活躍推進法第 9 条に基づき認定 (えるぼし認定) 及び同法第 12 条の規定に基づき認定 (プラチナえるぼし認定) に相当するもの※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。

② 次世代法第 13 条に基づき認定 (くるみん認定)、第 13 条の規定に基づき認定のうち新施行規則第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づき認定 (トライくるみん認定) 及び同法第 15 条の 2 に基づき特例認定 (プラチナくるみん認定) に相当するもの。

③ 若者雇用促進法第 15 条に基づき認定 (ユースエール認定) に相当するもの。

④ 女性活躍推進法第 8 条に基づき一般事業主行動計画策定 (対象外国法人において、常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る。) に相当するもの。

## VI その他参考となる事項

1. 過去の監査の品質及び品質管理体制
  - 1) 法人又は社員、使用人等に対する公認会計士法に基づく処分がある場合にはその内容
  - 2) 品質管理体制
  - 3) 直近の日本公認会計士協会レビュー結果
2. その他提案において特筆すべき事項等があれば具体的に記載して下さい。
3. 独立行政法人通則法第41条第3項に該当しないことの証明
4. 本件内容の問い合わせ先、ご担当者を記載願います。
5. 貴社の概要を記載したパンフレットを添付願います。

《その他、ヒアリング、評価方法等》

1. ヒアリングについて  
提案書を提出して頂いた方については、令和6年7月下旬開催予定の審査委員会において、ご提案内容のヒアリングを行う場合があります。なお、日時等については、後日御連絡申し上げます。
2. 評価方法について  
ご提案された提案書の内容について、当機構策定の「会計監査人選定審査基準」に基づいて公平・厳正な審査を行います。
3. 提案内容の取扱いについて  
ご提案された内容については、当機構会計監査人選定以外に無断で使用することはありません。
4. 参考資料  
ご希望の場合、参考資料として『物質・材料研究機構パンフレット』等も送付可能ですので、ご要望の際には『提案書の提出先及び問い合わせ先』へご連絡をお願いいたします。また、当機構の公式HPには研究開発活動情報に加えて財務情報や調達情報等、パンフレットと同様に掲載しておりますので、適宜ご参照ください。  
(<https://www.nims.go.jp/>)